

## 大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、市内の境界が不明確であることが主たる原因で適正な管理が実施されずに放置された森林が増加していることに鑑み、森林の境界明確化等にかかる経費について予算の範囲内で補助することにより、放置された森林を減らし、もって、森林の適正管理の推進を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、放置林において境界明確化のための事前調査、現地調査及び測量を実施する森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体及び林業事業体とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、滋賀県放置林防止対策境界明確化事業実施要領（平成23年4月1日付け滋森政第347号、滋森保第311号。以下「実施要領」という。）第4第2項及び第7に規定するとおりとする。

### (交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

### (決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

### (事情変更による取消通知書等)

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

### (内容の変更等の承認申請書)

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金変更承認申請書（様式第6号）又は大津市放置林防止対策境界明確化事業交付金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

### (承認通知書等)

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様

式11号)により行うものとする。

(実績報告書等)

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金実績報告書(様式第12号)とする。

(確定通知書)

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金返還通知書(様式第16号)により行うものとする。

(書類等の提出)

第14条 市長は、規則及び当該要綱に定めるもののほか、必要と認める書類等の提出を求めることができる。

(帳簿等の備付け)

第15条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後5年間、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行し、平成24年度分の交付から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 森林の位置図 (1/25,000) (3) 事業実施区域図 (1/5,000) (4) 事業実施区域の状況写真 (遠景)

大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第5条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第4号（第6条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第6条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第6号（第7条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市放置林防止対策境界明確化事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	



様式第7号（第7条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市放置林防止対策境界明確化事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第8条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市放置林防止対策境界明確化事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第8条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市放置林防止対策境界明確化事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第8条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市放置林防止対策境界明確化事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号（第8条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市放置林防止対策境界明確化事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市放置林防止対策境界明確化事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市放置林防止対策境界明確化事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費清算額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	(1) 森林の位置図（1/25,000） (2) 事業実施区域図（1/5,000） (3) 経費算出根拠となる書類 (4) 成果品 (5) 写真（境界杭設置の場合）

様式第13号（第10条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市放置林防止対策境界明確化事業について、次のとおり大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第11条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
金 融 機 関 振 込 先	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	



様式第15号（第12条関係）

大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
交付決定（確定）金額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市放置林防止対策境界明確化事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市放置林防止対策境界明確化事業
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。